

# ニッポン全国物産展

会 期：平成30年11月16日(金)～18日(日)

会 場：池袋サンシャインシティ

主 催：全国商工会連合会

# 平成30年度 ニッポン全国物産展開催要領

平成30年7月4日  
全国商工会連合会

## 1. 目的

ニッポン全国物産展は、地域資源や伝統技術を活かした新しい商品づくりなど各地域の特色を活かした産品を全国から集め、消費者や流通業者などに対して幅広く紹介することにより、新たな出会いの場を提供し、市場開拓等を支援するとともに、中小・小規模事業者の商品展開力・販売力向上を図り、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 期 日

平成30年11月16日（金）～18日（日） 10:00～19:00  
（注1）初日オープニングセレモニー 9:30～10:00  
（注2）最終日は、18:00閉場  
※ 本年度の全国大会は11月15日（木）に開催

## 3. 会 場

東京・池袋サンシャインシティ 展示ホール A・B（・屋外）  
（面積）Aホール 3,969㎡／Bホール2,851㎡  
（所在地）〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1  
TEL03（3989）3486

## 4. タイトル

タイトル：『ニッポン全国物産展』

## 5. 出展募集対象及び参加事業者数

- （1）募集対象  
全国展開支援事業及び関連プロジェクトで開発された商品等の地域の特色を活かした産品を自社で製造・開発、または販売している中小・小規模事業者
- （2）募集内容  
食品・非食品（自社商品・または自社所在地の産品の実演・販売）
- （3）参加出展社  
約350社（予定）
- （4）出展社にはニッポンセレクト.comへの出品を推進する。
- （5）場所の割り当ては各都道府県をベースに出展内容等を勘案し、事務局が決定し後日発表する。

## 6. 入場料

無 料

## 7. 主 催

全国商工会連合会

## 8. 会場構成及びイベント計画

### (1) 会場構成 (予定)

会 場 名 称	会 場 構 成
<b>エントランス</b>	① 受付・案内 ② オープニングセレモニー ③ 宅配受付カウンター
<b>展示ホール A-1</b> テーマコーナー	① おらが自慢のご当地フードコートコーナー ② 全国連事務局
<b>展示ホール A-2・A-3</b> 東日本出展ゾーン テーマコーナー	① 東日本特産品展示販売コーナー (東北・北海道、関東ブロック) ② ニッポンセレクト.com コーナー
<b>展示ホール B</b> 西日本出展ゾーン テーマコーナー	① 西日本特産品展示販売コーナー (近畿、中部、中国、四国、九州、沖縄ブロック) ② おやつランキングコーナー

(注) 以上を基本構成とし、テーマや企画内容の追加・変更、出展社数により修正予定。

### (2) イベント計画 (案)

#### ① オープニングセレモニー

主催者・来賓の挨拶、テープカットを行う。

#### ② ご当地おやつランキング

47都道府県のご当地ならではの『おやつ』を集約した「ニッポン全国ご当地おやつランキング」コーナーを設け、物産展に来場した消費者による人気投票を実施。知られざる優れた地域産品の『おやつ』を販売・PRし、一般消費者へのアピールと今後の販路拡大につなげていく。

③ ニッポンセレクト.com

「ニッポンセレクト.com」では、お歳暮コーナーを会場内に設置し、お歳暮商品の特価にて販売、また配送の受付を実施。同時にネットでの受付も行い、会員獲得につなげていく。

④ “おらが自慢のご当地フードコート”

ニッポン全国の地域に根ざしたご当地食、地元へ帰ると食べたくなるソウルフードを中心に、おらが自慢のご当地フードコートを設置する。全国の地元人気食を通じて、地域の魅力をアピールする。

⑤ ご当地“イチオシ”ジュースバー

全国 47 都道府県の新鮮なご当地ジュースを扱う事業者を誘致。（出展社は厨房設備を利用のため、施設利用料を支払う。）事業者が集まらない場合はアンテナショップ等を誘致。合わせて、ご当地の美味しいお水を販売予定。

⑥ ニッポン“イチオシ”マルシェ

屋外展示場（昨年のフードコート屋外飲食スペース）に全国のアンテナショップ等を有料にて招聘。一次産品からご当地の名産品まで、一押し商品を販売。初日の金曜日は特売品を販売し、金曜日の集客を意識した施策とする。販売時間は10時～15時（夕方前に終了）を想定する。

⑦ プレイベント

本催事開催前に、東京都内にてプレイベントを実施予定。

(注) 予算等により削除組みかえることもある。

## 9. PR計画

近隣商圏の消費者の誘引と広域からの集客を促進するため、より効果的な告知を図る。媒体については新聞、折込チラシ、DM、インターネット等を活用する。

① 新聞折込チラシ及びポスティング

エリア：会場付近豊島区及び池袋駅乗り入れ路線沿線地域  
新宿区、文京区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、川口市・鳩ヶ谷市、戸田市、和光市、朝霞市、志木市、新座市、さいたま市桜区・さいたま市浦和区など

折込・ポスティング部数：約30～40万部

配布日：11月中旬

サイズ：B3

## ② 開催案内 DM 送付等

- 内容 : 来場促進のため、開催通知・イベント  
対象 : 流通関係者及び一般消費者  
発送時期 : 10月下旬発送予定
- DM ハガキ 約 50,000 枚
  - ポスター 約 6,000 枚
  - その他 流通関係者には全国商工会連合会より招待状を発送

(注) その他、テレビ等のマスコミに対しパブリシティ告知を依頼する。  
PR 計画は、予算や効果を勘案し加除する。

## 10. アンケート調査の実施

### (1) 一般来場者アンケート

- 実施場所 : 展示ホールA内
- 実施日時 : 平成30年11月16日(金)～18日(日)
- 実施内容 : 初めての来場者数やメディア効果の測定、来場者の構成や満足度等を調査しニッポン全国物産展の成果検証及び今後の事業展開の参考とする為の調査を実施する。

### (2) 流通業者アンケート

- 実施日時 : 平成30年11月16日(金)～18日(日)
- 実施日時 : 流通業者から見た特産品の評価、及び物産展に対する感想、要望等を吸い上げ今後の販路開拓支援事業に繋げていく足掛かりの為の調査を実施する。

### (3) 出展社アンケート

- 実施日時 : アンケート配信・回収スケジュール(予定)
  - ・事前アンケート : 2018年10月上旬～中旬
  - ・事後アンケート : 2018年11月18日(日) ※会場で回収
  - ・追跡アンケート : 2019年1月中旬～2月初旬
- 実施内容 : ニッポン全国物産展において、事前、事後、追跡アンケートを実施し、流通業者とのコンタクト状況、意見や要望を調査し、成果と評価を検証する。

申込締切日	2018年7月26日(木)
-------	---------------

※メールにて提出可 info@all-nippon.jp
---------------------------------

ニッポン全国物産展 2018 会場：池袋サンシャインシティ	<b>出展申込書</b>
----------------------------------	--------------

提出日	2018年	月	日
-----	-------	---	---

フリガナ:

出展社名:

フリガナ:

屋号:

◆お勧めの商品名を1品ご記入ください

お勧め商品:

◆広告媒体として表示する方をご選択ください。

掲載表記名  出展社名  屋号  その他 ( )

店舗所在地 〒 - 都道府県

◆書類送付先が店舗所在地と異なる場合は下記にご記入ください。

書類送付先 〒 - 都道府県

TEL - - FAX - -

会社URL: E-mail:

代表者: 本件担当者:

従業員数: 人 本件担当者携帯: - -

資本金:  5千万円以下  5千万円~1億円  1億円~3億円  3億円以上  資本金なし(支援機関の方はこちらをチェックして下さい。)

業種:  製造業その他  卸売業  小売業  サービス業  支援機関(商工会、JA等含む)

◆上記会社情報は全て記入して下さい。(会社URL、E-mail等がない場合は「なし」とご記入下さい。)

■本イベントを知ったきっかけをお選びください。  商工会・商工会連合会  商工会議所  中小企業基盤整備機構  その他支援機関(※具体的に)

都道府県・市町村  金融機関(※具体的に)  同業者(組合含む)  取引先  ホームページを見て(全国商工会連合会、中小企業庁、地域力宣言)  その他

※その他支援機関・金融機関・その他をお選びの方は具体的に記入下さい。 ➡ 【 】

■所属団体  有  無 有の場合 所属団体名  商工会  商工会議所  その他

■農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画認定を  受けている 平成 年度(内容) )  受けていない

■地域資源活用促進法に基づく地域産業資源事業計画認定を  受けている 平成 年度(地域産品) )  受けていない

■中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画認定を  受けている 平成 年度(内容) )  受けていない

■経営革新計画の認定を  受けている 平成 年度(内容) )  受けていない

■小規模事業者新事業全国展開支援事業の採択を  受けている 平成 年度(内容) )  受けていない

■小規模事業者持続化補助金の採択を  受けている 平成 年度(内容) )  受けていない

■法人企業の場合、中小企業会計基準に準拠しているか  準拠している  準拠していない

■出展品(試飲及び試食のある商品についてはチェックを入れてください。)

商品名	商品説明	試飲	試食

◆商品名は必ず明記して下さい。 ※代表商品(5品まで)を記載してください。

■冷凍冷蔵ストック、給排水設備は各ブロックごとに事務局が用意します。 ※実演販売を行う場合は実演圈が必要になります。

冷蔵ストック <input type="checkbox"/> 使用する <input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	冷凍ストック <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない
給排水設備 <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない	給湯設備 <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない

■出展社記入欄(特記事項・質問・確認事項などあればご記入ください)

--

問い合わせ・申込書送付先 株式会社工芸社 ニッポン全国物産展事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷6-17-5  
TEL 03-3868-2880 FAX 03-5684-7337 E-mail: info@all-nippon.jp

事務局記入欄	申込受付日	受付者印	受付番号	責任者印

企業情報・個人情報の保護  
本申込書でお伺いする情報は、事業の円滑な遂行及び改善のために利用します。本申込書及び適宜ご提供いただく情報は、本事業の関係者(外部専門家、運営事務局等)に、適切な利用を義務付けた上で提供することがあります。

## ニッポン全国物産展2018 出展規約

### 1. 事務局

ここで述べる事務局とは、ニッポン全国物産展の開催・運営・管理のために主催者である全国商工会連合会によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。また、事務局は株式会社工芸社内に設置し、主催者による諸注意に則り、運営を行うものとします。

### 2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の応募申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。出展申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものと本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、主催者・事務局が審査によって出展社を決定し、審査結果を出展申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表しません。なお、主催者・事務局が出展社として適当でないと判断した場合、出展審査合格通知後であっても、主催者・事務局は出展を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展社及び関係者の損害は補償しません。

### 3. 出展社提供素材

出展社は、事務局が指定した期日までに、求められた各種申請を提出して下さい。出展社が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。また出展社が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展社に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

### 4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消・解約をする場合、出展社は書面にてその理由を事務局へ提出して下さい。その際には、出展スペースに相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

### 5. 基本出展にて事務局が提供するもの

- 以下のものが出展料に含まれます。
- ①基本仕様ブース【1小間（間口1.8 × 奥行1.8m）】程度  
・社名サイン×1・販売台もしくは冷蔵（冷凍）オープンケース×1（その他、各ブロックごとに給排水設備及び冷凍冷蔵ストック）
  - ②基準時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展社証・搬出入車輛賃
  - ③共用施設の工事費及び維持費
  - ④広報宣伝、来場者サービスに係わる費用
  - ⑤事務局企画運営費用

### 6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金（事務局に申込み）、または自社手配として、別途ご負担していただきます。

- ①基本仕様以外の追加備品（テーブル、イス等）料
- ②追加の一次側幹線・二次側電気工事費及び電力使用料
- ③臨時電話・ISDN・ADSL・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金
- ④アース・アンテナ等の工事費と使用料
- ⑤出展社の自社小間装飾費
- ⑥基準時間外の会場使用料
- ⑦自社小間内の搬出入費及び運営費
- ⑧独自のHP制作など広報・宣伝費
- ⑨自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- ⑩会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ⑪放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- ⑫その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

※出展社またはその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお振り込み手数料は、出展社が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却致しません。

### 7. 小間の位置

小間の位置については、都道府県ごとに展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展社は主催者・事務局に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者・事務局に一任されます。

### 8. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展社以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

### 9. ブースの施工・装飾及び材料

出展社は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。また展示・装飾は、原則として基礎装飾を超えることは一切できません。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更もしくは展示の取りやめを命じる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じる事ができます。これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展社マニュアルを参照ください。

## 10. 出展社の行動

出展社は、出展社にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。  
ブース駐在員は常に出席社証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。

## 11. 本催事の運営

事務局は本催事の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。  
この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。  
出展社が「出展規約」ならびにその他出展社マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展社の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。  
また、来場者の入場制限を行う可能性がありますので、予めご了承下さい。

## 12. 販売商品・展示品の管理及び免責

販売商品及び展示品の管理は、出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、販売商品及び展示品の損害、盗難、紛失破損等について一切責任を負いません。

また、来場者及び商品購入者との会期中及び会期後のトラブルに関しても一切責任を負いません。

## 13. 保険

会場への商品搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展社で加入してください。  
特に小間内の警備・保険に関しては出展社ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

## 14. 補償

出展社及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備またはイベント会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展社の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本イベントの全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。

## 15. 法的保護等

本催事におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展社の責任において対応するものとします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

## 16. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品及び小間内の保守・清掃は、出展社の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展社の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展社はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

## 17. アンケートの提出

事前・事後・追跡アンケートを必ず提出していただきます。

## 18. 出展募集要項及び出展規約の承認

すべての出展申込者(出展社を含む)及びその代理人は、本催事の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。事務局と出展申込者(出展社を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

## 19. 個人情報の取り扱い

応募申込書に記載した情報は適切に管理し、本催事の運営及び全国商工会連合会が開催する他の催事の案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者: 全国商工会連合会 TEL: 03-6268-0088(代表)

## 20. 肖像権について

本物産展準備及び開催時に撮影された動画・画像は、当事務局が本企画の運営管理、PR、Webサイト制作、プレスリリース、広告の制作等の各種媒体で無償かつ自由に利用させていただけるものといたします。

代表者署名欄 ※データ入力可  
出展規約を了承の上、上記の通り出展を申し込みます。

氏名:

\_\_\_\_\_



申込締切日 2018年7月19日(木)

※メールにて提出可  
info@all-nippon.jp

ニッポン全国おらが自慢のご当地フードコート  
会場：池袋サンシャインシティ ニッポン全国物産展  
**出展申込書**

提出日 2018年 7 月 日

フリガナ：  
出展社名：

フリガナ：

屋号：

◆お勧めの商品名を1品ご記入ください ◆ブースでの売上目標【税込】

お勧め商品：	16日： 万円	17日： 万円	18日： 万円	合計 万円
--------	---------	---------	---------	-------

◆ブースの看板として表示する方をご選択下さい。 ◆過去の催事(首都圏地域開催)の売上実績(出展実績がない場合は「なし」と記入)

ブース表記名  出展社名  屋号  その他 ( 催事名： 金額： 万円【1日当たり】)

店舗所在地 〒 - 都道府県

◆書類送付先が店舗所在地と異なる場合は下記にご記入ください。

書類送付先 〒 - 都道府県

TEL - - FAX - -

会社URL： E-mail：

代表者： 本件担当者：

従業員数： 人 本件担当者携帯： - -

資本金：  5千万円以下  5千万円～1億円  1億円～3億円  3億円以上  資本金なし(支援機関の方はこちらをチェックして下さい。)

業種：  製造業その他  卸売業  小売業  サービス業  支援機関(商工会、JA等含む)

◆上記会社情報は全て記入して下さい。(会社URL、E-mail等がない場合は「なし」とご記入下さい。)

■本イベントを知ったきっかけをお選びください。  商工会・商工会連合会  商工会議所  中小企業基盤整備機構  その他支援機関(※具体的に)

都道府県・市町村  金融機関(※具体的に)  同業者(組合含む)  取引先  ホームページを見て(全国商工会連合会、中小企業庁、地域力宣言)  その他

※その他支援機関・金融機関・その他をお選びの方は具体的に記入下さい。 ➡ 【 】

■所属団体  有  無 有の場合 所属団体名  商工会  商工会議所  その他

■農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■地域資源活用促進法に基づく地域産業資源事業計画認定を  受けている 平成 年度(地域産品)  受けていない

■中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■経営革新計画の認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■小規模事業者新事業全国展開支援事業の採択を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■小規模事業者持続化補助金の採択を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■法人企業の場合、中小企業会計基準に準拠しているか  準拠している  準拠していない

■出展品(試飲及び試食のある商品についてはチェックを入れてください。)

商品名	商品説明	試飲	試食

◆商品名は必ず明記して下さい。 ※代表商品(5品まで)を記載してください。

■冷凍冷蔵ストック、給排水設備は各ブロックごとに事務局が用意します。 ※実演販売を行う場合は実演囲いが必要になります。

冷蔵ストック  使用する  使用しない 冷凍ストック  使用する  使用しない

給排水設備  使用する  使用しない 給湯設備  使用する  使用しない

■出展社記入欄(特記事項・質問・確認事項などあればご記入ください)

問い合わせ・申込書送付先 株式会社工芸社 ニッポン全国物産展事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷6-17-5  
TEL 03-3868-2880 FAX 03-5684-7337 E-mail : info@all-nippon.jp

事務局記入欄	申込受付日	受付者印	受付番号	責任者印

企業情報・個人情報の保護

本申込書で伺いする情報は、事業の円滑な遂行及び改善のために利用します。本申込書及び適宜ご提供いただく情報は、本事業の関係者(外部専門家、運営事務局等)に、適切な利用を義務付けた上で提供することがあります。

## ニッポン全国物産展2018 出展規約

### 1. 事務局

ここで述べる事務局とは、ニッポン全国物産展の開催・運営・管理のために主催者である全国商工会連合会によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。また、事務局は株式会社工芸社内に設置し、主催者による諸注意に則り、運営を行うものとします。

### 2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の応募申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。出展申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、主催者・事務局が審査によって出展社を決定し、審査結果を出展申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表しません。なお、主催者・事務局が出展社として適当でないと判断した場合、出展審査合格通知後であっても、主催者・事務局は出展を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展社及び関係者の損害は補償しません。

### 3. 出展社提供素材

出展社は、事務局が指定した期日までに、求められた各種申請を提出して下さい。出展社が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。また出展社が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限り、これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展社に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

### 4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消・解約をする場合、出展社は書面にてその理由を事務局へ提出して下さい。その際には、出展スペースに相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

### 5. 基本出展にて事務局が提供するもの

- 以下のものが出展料に含まれます。
- ①基本仕様ブース【1小間（間口1.8 × 奥行1.8m）】程度  
・社名サイン×1・販売台もしくは冷蔵（冷凍）オープンケース×1（その他、各ブロックごとに給排水設備及び冷凍冷蔵ストック）
  - ②基準時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展社証・搬出入車輛賃
  - ③共用施設の工事費及び維持費
  - ④広報宣伝、来場者サービスに係わる費用
  - ⑤事務局企画運営費用

### 6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金（事務局に申込み）、または自社手配として、別途ご負担していただきます。

- ①基本仕様以外の追加備品（テーブル、イス等）料
- ②追加の一次側幹線・二次側電気工事費及び電力使用料
- ③臨時電話・ISDN・ADSL・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金
- ④アース・アンテナ等の工事費と使用料
- ⑤出展社の自社小間装飾費
- ⑥基準時間外の会場使用料
- ⑦自社小間内の搬出入費及び運営費
- ⑧独自のHP制作など広報・宣伝費
- ⑨自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- ⑩会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ⑪放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- ⑫その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

※出展社またはその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお振り込み手数料は、出展社が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却致しません。

### 7. 小間の位置

小間の位置については、都道府県ごとに展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展社は主催者・事務局に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者・事務局に一任されます。

### 8. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展社以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

### 9. ブースの施工・装飾及び材料

出展社は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したのもののみ用いる事ができます。また展示・装飾は、原則として基礎装飾を超えることは一切できません。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更もしくは展示の取りやめを命じる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じる事ができます。これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展社マニュアルを参照ください。

## 10. 出展社の行動

出展社は、出展社にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。  
ブース駐在員は常に出席社証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。

## 11. 本催事の運営

事務局は本催事の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。  
この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。  
出展社が「出展規約」ならびにその他出展社マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展社の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。  
また、来場者の入場制限を行う可能性がありますので、予めご了承下さい。

## 12. 販売商品・展示品の管理及び免責

販売商品及び展示品の管理は、出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、販売商品及び展示品の損害、盗難、紛失破損等について一切責任を負いません。

また、来場者及び商品購入者との会期中及び会期後のトラブルに関しても一切責任を負いません。

## 13. 保険

会場への商品搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展社で加入してください。  
特に小間内の警備・保険に関しては出展社ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

## 14. 補償

出展社及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備またはイベント会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展社の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本イベントの全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。

## 15. 法的保護等

本催事におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展社の責任において対応するものとします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

## 16. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展社マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品及び小間内の保守・清掃は、出展社の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展社の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展社はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

## 17. アンケートの提出

事前・事後・追跡アンケートを必ず提出していただきます。

## 18. 出展募集要項及び出展規約の承認

すべての出展申込者(出展社を含む)及びその代理人は、本催事の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。事務局と出展申込者(出展社を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

## 19. 個人情報の取り扱い

応募申込書に記載した情報は適切に管理し、本催事の運営及び全国商工会連合会が開催する他の催事の案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者: 全国商工会連合会 TEL: 03-6268-0088(代表)

## 20. 肖像権について

本物産展準備及び開催時に撮影された動画・画像は、当事務局が本企画の運営管理、PR、Webサイト制作、プレスリリース、広告の制作等の各種媒体で無償かつ自由に利用させていただけるものといたします。

代表者署名欄 ※データ入力可  
出展規約を了承の上、上記の通り出展を申し込みます。

氏名:

\_\_\_\_\_

申込締切日	2018年7月19日(木)
-------	---------------

※メールにて提出可 info@all-nippon.jp
---------------------------------

ニッポン全国ご当地おやつランキング 会場：池袋サンシャインシティ ニッポン全国物産展	<b>出展申込書</b>
---	--------------

提出日	2018年	7	月		日
-----	-------	---	---	--	---

フリガナ:

出展社名:

フリガナ:

屋号:

◆お勧め(ランキングノミネット予定)の商品名を1品ご記入ください

お勧め商品:

◆広告媒体として表示する方をご選択ください。

掲載表記名  出展社名  屋号  その他 ( )

店舗所在地 〒 - 都道府県

◆書類送付先が店舗所在地と異なる場合は下記にご記入ください。

書類送付先 〒 - 都道府県

TEL - - FAX - -

会社URL: E-mail:

代表者: 本件担当者:

従業員数: 人 本件担当者携帯: - -

資本金:  5千万円以下  5千万円~1億円  1億円~3億円  3億円以上  資本金なし(支援機関の方はこちらをチェックして下さい。)

業種:  製造業その他  卸売業  小売業  サービス業  支援機関(商工会、JA等含む)

◆上記会社情報は全て記入して下さい。(会社URL、E-mail等がない場合は「なし」とご記入下さい。)

■ 本イベントを知ったきっかけをお選びください。  商工会・商工会連合会  商工会議所  中小企業基盤整備機構  その他支援機関(※具体的に)

都道府県・市町村  金融機関(※具体的に)  同業者(組合含む)  取引先  ホームページを見て(全国商工会連合会、中小企業庁、地域力宣言)  その他

※その他支援機関・金融機関・その他をお選びの方は具体的に記入下さい。 → 【 】

■ 所属団体  有  無 有の場合 所属団体名  商工会  商工会議所  その他

■ 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■ 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源事業計画認定を  受けている 平成 年度(地域産品)  受けていない

■ 中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■ 経営革新計画の認定を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■ 小規模事業者新事業全国展開支援事業の採択を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■ 小規模事業者持続化補助金の採択を  受けている 平成 年度(内容)  受けていない

■ 法人企業の場合、中小企業会計基準に準拠しているか  準拠している  準拠していない

■ 出展品(試飲及び試食のある商品についてはチェックを入れてください。)

商品名	商品説明	試飲	試食

◆商品名は必ず明記して下さい。 ※代表商品(5品まで)を記載してください。

■ 冷凍冷蔵ストック、給排水設備は各ブロックごとに事務局が用意します。 ※実演販売を行う場合は実演囲いが必要になります。

冷蔵ストック  使用する  使用しない 冷凍ストック  使用する  使用しない

給排水設備  使用する  使用しない 給湯設備  使用する  使用しない

■ 出展社記入欄(特記事項・質問・確認事項などあればご記入ください)

--

問い合わせ・ 申込書送付先	株式会社工芸社 ニッポン全国物産展事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷6-17-5 TEL 03-3868-2880 FAX 03-5684-7337 E-mail : info@all-nippon.jp
------------------	---

事務局記入欄	申込受付日	受付者印	受付番号	責任者印

企業情報・個人情報の保護  
本申込書でお伺いする情報は、事業の円滑な遂行及び改善のために利用します。本申込書及び適宜ご提供いただく情報は、本事業の関係者(外部専門家、運営事務局等)に、適切な利用を義務付けた上で提供することがあります。

## ニッポン全国物産展2018 出展規約

### 1. 事務局

ここで述べる事務局とは、ニッポン全国物産展の開催・運営・管理のために主催者である全国商工会連合会によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。また、事務局は株式会社工芸社内に設置し、主催者による諸注意に則り、運営を行うものとします。

### 2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の応募申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。出展申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、主催者・事務局が審査によって出展社を決定し、審査結果を出展申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表しません。なお、主催者・事務局が出展社として適当でないと判断した場合、出展審査合格通知後であっても、主催者・事務局は出展を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展社及び関係者の損害は補償しません。

### 3. 出展社提供素材

出展社は、事務局が指定した期日までに、求められた各種申請を提出して下さい。出展社が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。また出展社が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限り、これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展社に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

### 4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消・解約をする場合、出展社は書面にてその理由を事務局へ提出して下さい。その際には、出展スペースに相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

### 5. 基本出展にて事務局が提供するもの

- 以下のものが出展料に含まれます。
- ①基本仕様ブース【1小間（間口1.8 × 奥行1.8m）】程度  
・社名サイン×1・販売台もしくは冷蔵（冷凍）オープンケース×1（その他、各ブロックごとに給排水設備及び冷凍冷蔵ストック）
  - ②基準時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展社証・搬出入車輛賃
  - ③共用施設の工事費及び維持費
  - ④広報宣伝、来場者サービスに係わる費用
  - ⑤事務局企画運営費用

### 6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金（事務局に申込み）、または自社手配として、別途ご負担していただきます。

- ①基本仕様以外の追加備品（テーブル、イス等）料
- ②追加の一次側幹線・二次側電気工事費及び電力使用料
- ③臨時電話・ISDN・ADSL・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金
- ④アース・アンテナ等の工事費と使用料
- ⑤出展社の自社小間装飾費
- ⑥基準時間外の会場使用料
- ⑦自社小間内の搬出入費及び運営費
- ⑧独自のHP制作など広報・宣伝費
- ⑨自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- ⑩会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ⑪放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- ⑫その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

※出展社またはその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお振り込み手数料は、出展社が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却致しません。

### 7. 小間の位置

小間の位置については、都道府県ごとに展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展社は主催者・事務局に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者・事務局に一任されます。

### 8. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展社以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

### 9. ブースの施工・装飾及び材料

出展社は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。また展示・装飾は、原則として基礎装飾を超えることは一切できません。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更もしくは展示の取りやめを命じる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じる事ができます。これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展社マニュアルを参照ください。

## 10. 出展社の行動

出展社は、出展社にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。  
ブース駐在員は常に出席証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。

## 11. 本催事の運営

事務局は本催事の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。  
この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。  
出展社が「出展規約」ならびにその他出展社マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展社の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。  
また、来場者の入場制限を行う可能性がありますので、予めご了承下さい。

## 12. 販売商品・展示品の管理及び免責

販売商品及び展示品の管理は、出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、販売商品及び展示品の損害、盗難、紛失破損等について一切責任を負いません。

また、来場者及び商品購入者との会期中及び会期後のトラブルに関しても一切責任を負いません。

## 13. 保険

会場への商品搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展社で加入してください。  
特に小間内の警備・保険に関しては出展社ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

## 14. 補償

出展社及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備またはイベント会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展社の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本イベントの全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展社及び関係者の損害については補償しません。

## 15. 法的保護等

本催事におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展社の責任において対応するものとします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展社は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

## 16. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展社マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品及び小間内の保守・清掃は、出展社の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展社の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展社はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

## 17. アンケートの提出

事前・事後・追跡アンケートを必ず提出していただきます。

## 18. 出展募集要項及び出展規約の承認

すべての出展申込者(出展社を含む)及びその代理人は、本催事の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。事務局と出展申込者(出展社を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

## 19. 個人情報の取り扱い

応募申込書に記載した情報は適切に管理し、本催事の運営及び全国商工会連合会が開催する他の催事の案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者: 全国商工会連合会 TEL: 03-6268-0088(代表)

## 20. 肖像権について

本物産展準備及び開催時に撮影された動画・画像は、当事務局が本企画の運営管理、PR、Webサイト制作、プレスリリース、広告の制作等の各種媒体で無償かつ自由に利用させていただけるものといたします。

代表者署名欄 ※データ入力可  
出展規約を了承の上、上記の通り出展を申し込みます。

氏名:

\_\_\_\_\_